

# 改正クリーンウッド法の実施状況について

～クリーンウッド法の遵守・普及に向けた合法木材証明制度の相互運用～



2026年2月26日

一般社団法人全国木材組合連合会  
中村 道人



PRキャラクター  
「クリーンウッドちゃん」

# 本日の構成

- 1 改正クリーンウッド法のねらいと概要について
- 2 合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明制度について
- 3 クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用について
- 4 各都道府県木連等の認識（アンケート調査）について
- 5 任意抽出による改正クリーンウッド法の施行状況の把握について
- 6 全木連の取組について

# 1 改正クリーンウッド法のねらいと概要について ①ねらい

## 法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

### 国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

### 事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

#### 木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度（第20条）

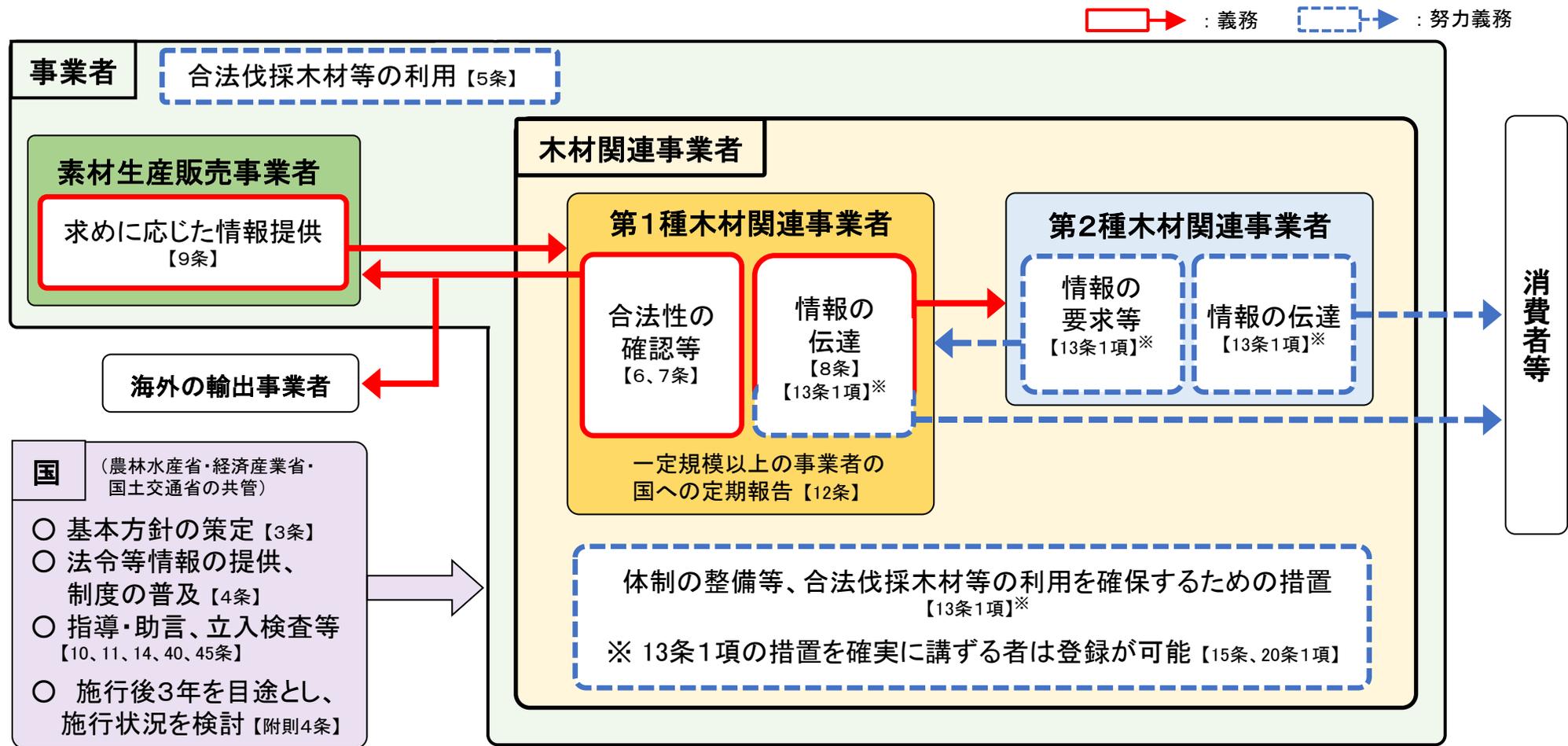
#### 素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

# 1 改正クリーンウッド法のねらいと特徴について ②概要

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**



# 2 合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明制度について ①グリーン購入法

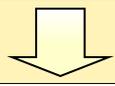
## 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律 (グリーン購入法) (平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

### 国等における調達の推進

#### 基本方針\*の策定 (閣議決定・毎年度見直し)

➤各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



#### 製材等木材に関する規定 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (環境省)

「木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成18年2月)」に準拠して行う」

### 地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める (努力義務)
- 調達方針に基づき調達推進 (努力義務)

### 事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択 (一般的責務)

### 情報の提供

- メーカー、環境ラベル団体等：適切な環境情報の提供
- 国 (政府)：上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更：**合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加**  
→「**木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン**」の策定 (林野庁)

# 2 合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明制度について ②合法木材証明制度

林野庁ガイドラインに基づき業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

## (分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

## (帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

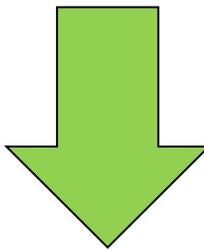
関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

## (責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

## <認定事業者の責務>

- ・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する
- ・合法木材取扱実績報告は**毎年必ず認定団体に提出**する



責務を果たさない事業者は、**認定取り消し**もありうべし

制度や業界全体の信頼性の確保、クリーンウッド法遵守・普及のためにも重要

### 3 クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用について ①基本的考え方

- (1) 先の全国木材産業振興大会でも「クリーンウッド法を遵守し合法伐採木材だけが流通・利用されるよう取り組む」ことを決議
- (2) 平成18年から約20年間にわたり林野庁の合法木材ガイドラインの合法木材証明制度（団体認定制度）に取り組み、これまで全国約12,000社のネットワークを構築
- (3) 木材産業として、このネットワークを活用して、クリーンウッド法の遵守・普及に積極的に貢献

#### 改正クリーンウッド法の特徴

- 改正クリーンウッド法は規制法ではなく促進法（違法伐採木材の流通の禁止ではなく合法性が確認された木材の流通及び利用の促進により目的達成）
- 実質的な義務は第1種木材関連事業者に対してのみ（素材生産販売事業者は応諾義務で何かしらの対応で義務履行となる）で、その他はおしなべて努力義務
- この努力義務に確実に取り組む事業者を「登録木材関連事業者」として登録する制度を法で規定
- また、法の目的達成のために、諸外国、民間団体、関係行政機関等の協力と連携を規定
- 分別管理などの木材等と当該木材等に係る情報を紐付けた流通管理は求めている
- そのため、あくまで事業者の努力義務に委ねられ「合法伐採木材等」と「そうでない木材等」が混在する状況が生じる（合法性確認木材が100%になれば混在なし）



グリーン購入法の基本方針では、合法木材ガイドラインを活用したクリーンウッド法への対応を求めている

#### 合法木材ガイドラインの役割

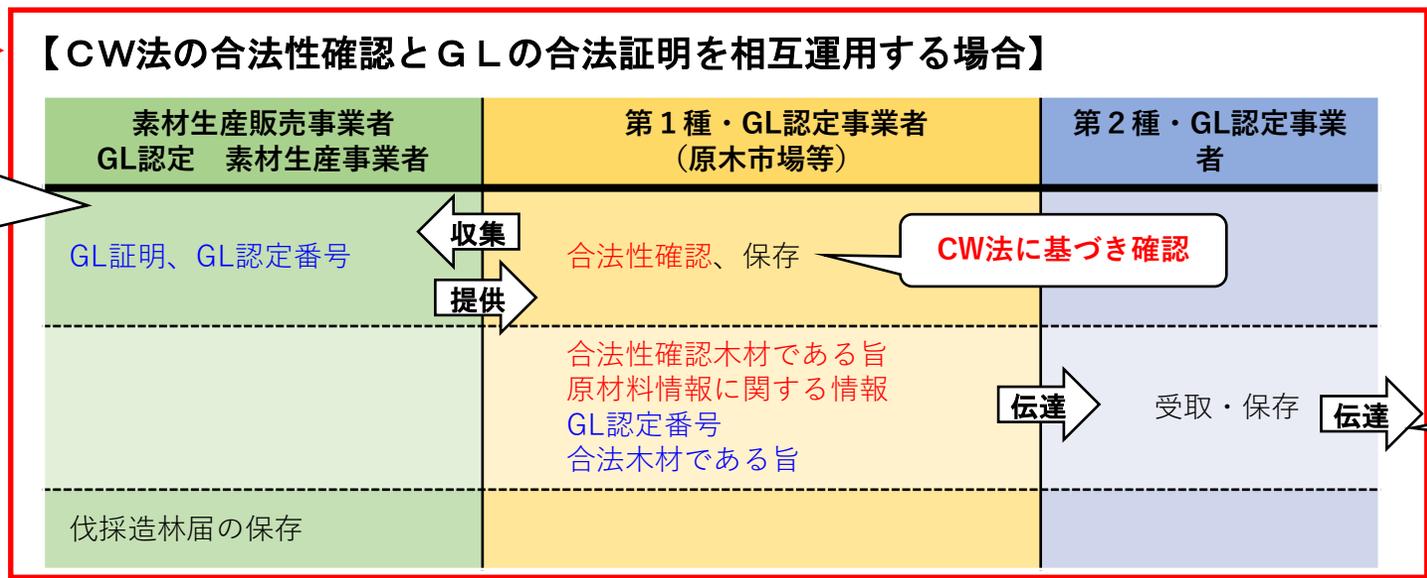
- 改正クリーンウッド法は施行後3年後（令和10年）の施行状況を検討し、必要な措置を講じることとされており、今後、速やかな普及を図るためには全国12,000社の合法木材団体認定制度の枠組の活用が有効
- 農林水産大臣告示により、合法木材証明制度の素材生産業者からの証明書がクリーンウッド法の原材料情報としての証明書に活用できるなど、従来の合木材証明制度の運用によりクリーンウッド法の遵守につながる
- クリーンウッド法は「合法伐採木材」と「そうでない木材」が混在するが、相互運用（セットで運用）すれば合法木材証明制度は合法木材だけを流通管理する制度であるためクリーンウッド法に基づく「合法伐採木材等」の普及（消費者に届ける）に有効
- 合法木材証明制度（団体認定制度）の体制（研修制度や情報連絡体制）を活用した効果的な普及も可能

### 3 クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用について ②相互運用

- (1) 合法木材ガイドライン（以下、GLという）の認定事業者による証明書がクリーンウッド法（以下、CW法という）の原材料情報（証明書）として活用可能
- (2) 伐採者が提供するものは合法木材ガイドラインの場合と同じ
- (3) 第1種事業者は受け取った書類をもとにクリーンウッド法に基づく合法性確認を行う



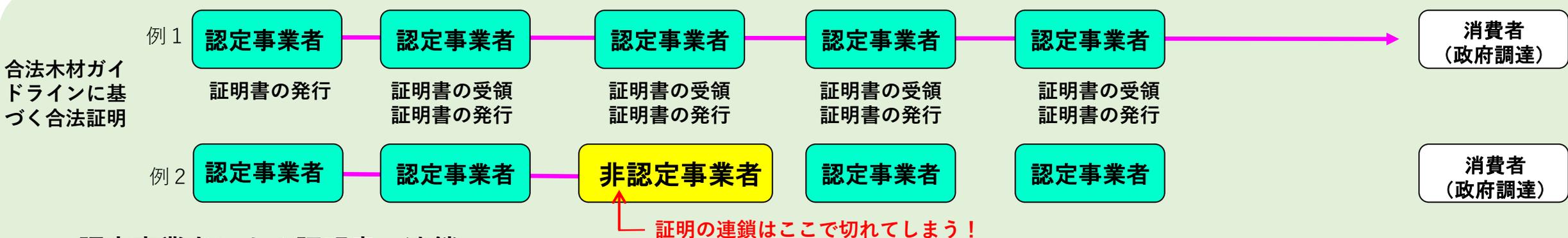
合法木材GLの枠組みによる証明を用いることが可能  
 ⇒GL認定伐採者（素材生産事業者）が行うことはGLの合法証明の場合と同じ



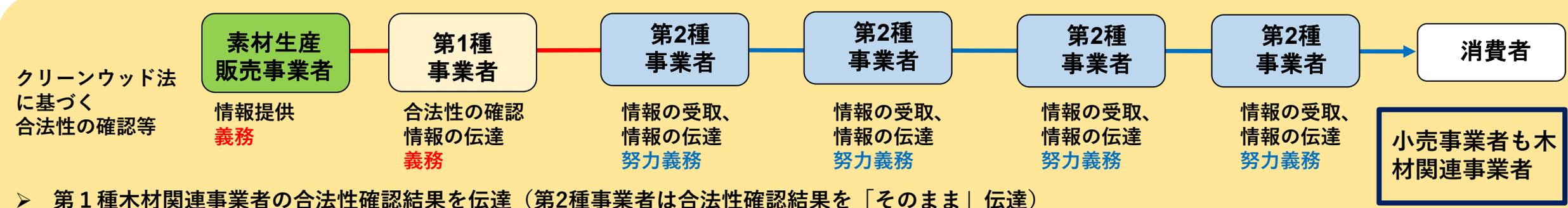
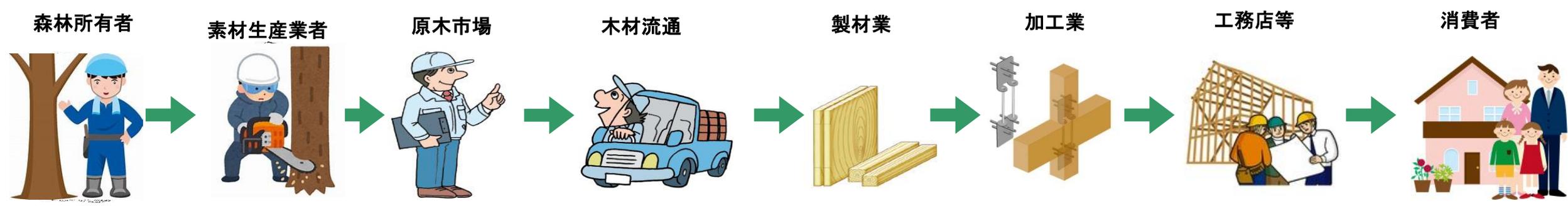
GL認定事業者間で確実に情報が伝達

GL認定事業者間で確実に情報が伝達

# 3 クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用について ③情報連鎖



## ➤ 認定事業者による証明書の連鎖



- 第1種木材関連事業者の合法性確認結果を伝達 (第2種事業者は合法性確認結果を「そのまま」伝達)
- 情報伝達を行う木材関連事業者の要件はない (登録を受けるかどうかは任意)
- 分別管理を求めているため「合法性確認木材」と「そうでない木材」の混在に加えて、「確認されたかどうか不明な木材」の混在も

### 3 クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用について



納品書										
○○株式会社 ○○○○ 部署 代表 林野 太郎 様						発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： ○○株式会社○○○○ 部署 所在地： ○○県 ○○○市○町 12-34 代表： 山元 花子  本体金額： ¥ 999,999,999 消費税： ¥ 999,999,999 合計金額： ¥ 999,999,999				
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         □□県木連OOXX号                          ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています                     </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                         ◆ クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しています                          ◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です                     </div>										

他制度に基づく伝達情報  
例：合法木材GLの団体認定

CW法に基づく伝達情報  
・ 原材料情報収集結果※1  
・ 合法性確認結果※2

※1 原材料情報の3つ樹種・伐採地域・証明書それぞれの内容まで伝達するかは任意です。

※2 合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります。

### 3 クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用について

参考：納品書記載例  
(第2種→第2種)



納品書										
〇〇 株式会社 〇〇〇〇 部署 代表 林野 太郎 様					発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34 代表： 山元 花子					
					本体金額：¥999,999,999 消費税：¥999,999,999 合計金額：¥999,999,999					
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">〇〇県木連〇〇XX号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です。</div>										

他制度に基づく伝達情報  
例：合法木材GLの団体認定

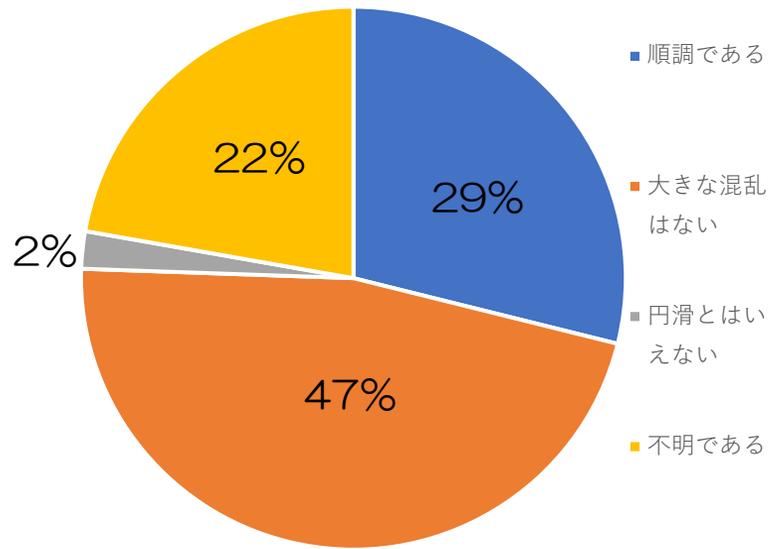
CW法に基づく伝達情報  
・伝達された合法性確認結果

※合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります。

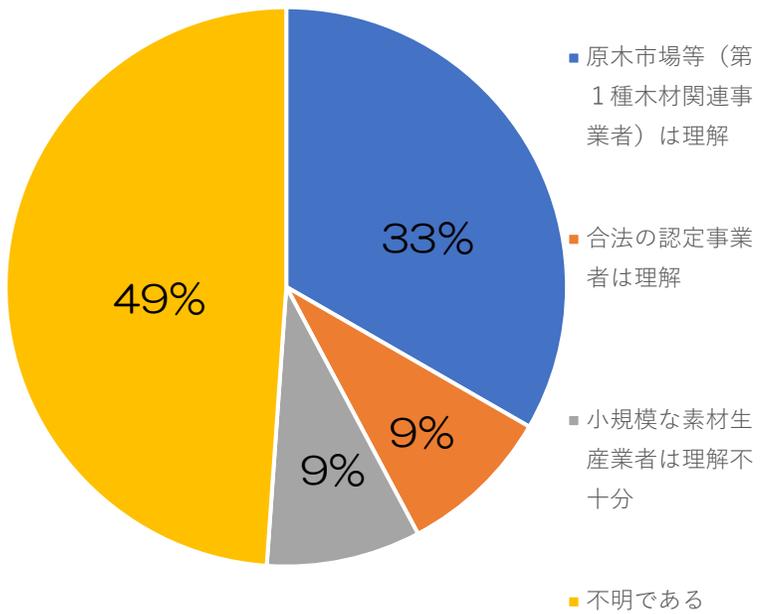
# 4 各都道府県木連等の認識（アンケート調査）について

- (1) 全木連では各都道府県の会員（県木連等）に対し、改正クリーンウッド法の施行後約半年経過した時点の現状についてアンケート調査を実施（調査時点は9月12日・回答数は47）
- (2) 主な結果はグラフのとおり、第1種木材関連事業者や合法木材の認定事業者では、ある程度理解が進み、大きな混乱なく進められている状況（順調との認識も約3割）
- (3) ただし、小規模な素材生産業者での理解不足への懸念や、第2種木材関連事業者を含め、川下の需要者からの要求がほとんどみられない模様

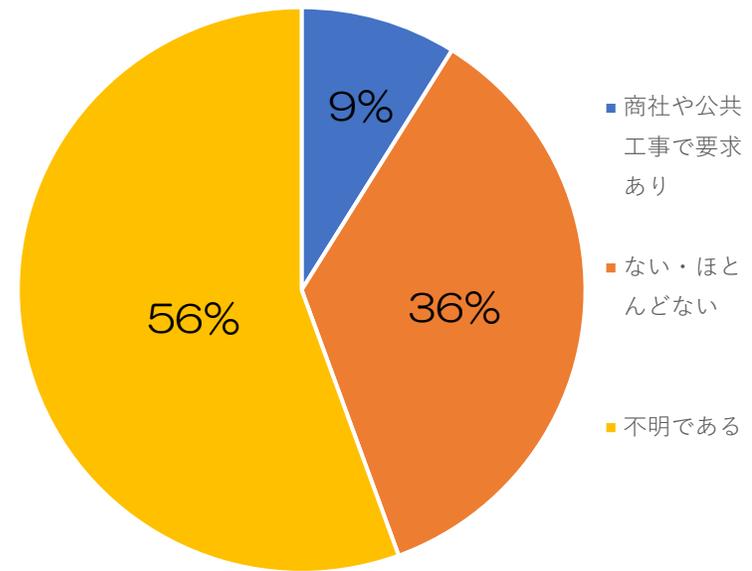
改正クリーンウッド法に基づく合法性確認は円滑に進められているか



改正クリーンウッド法の制度の理解はどうか



需要者から合法性確認木材の要求はあるか



# 5 任意抽出による改正クリーンウッド法の施行状況の把握について

- (1) 第1種木材関連事業者のクリーンウッド法に基づく合法性確認は、罰則規定も伴う法定の義務であることから、全木連が安易に調査することは適切ではないと思料されたため、可能な範囲内で県木連等を通じて無記名での調査を実施（調査時点は9月12日・回答数は26）
- (2) 業種では、原木市場（14）、協同組合（5）、製材工場（5）、チップ工場（2）で半数は原木市場
- (3) 合法木材制度や森林認証の活用、合法性確認が確実な取引相手の選定、出荷先からのオーダー、QRコードの活用などの工夫もみられる

改正クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者による合法性確認の任意抽出調査（9月12日実施）

業 種	出荷量 (m <sup>3</sup> ) [4月～7月]	原材料情報 入手 (%)	合法性確認 木材 (%)	左以外 (%)	備 考
協同組合	632	100	100		
協同組合	256	100	100		
原木市場	21,687	100	100		
製材工場	1,329	100	100		自社林から伐採搬出して加工出荷
製材工場	2,895	100	100		合法木材の活用、その他は森林認証
原木市場	61,500	100	100		
原木市場	37,864	99	99	1	屋敷林等の入荷
原木市場	32,204	100	100		森林組合関係の伐採地はQRコードを活用
原木市場	31,599	99	98	2	
製材工場	2,000	100	100		国有林、公有林、森林認証のみ受入れ
原木市場	29,158	100	99	1	
原木市場	5,399	100	99	1	
原木市場	12,797	100	100		
原木市場	7,529	100	100		屋敷林等も追加情報を依頼し合法性を確認
原木市場	4,100	99	99	1	屋敷林等の入荷
原木市場	15,985	100	100		
協同組合	13,676	100	100		
チップ工場	36,148	100	100		バイオマス発電所は合法性確認木材のみ受入れ
協同組合	9,746	100	100		出荷先（合板工場等）が合法性確認木材のみ受入れ
原木市場	3,431	100	100		
製材工場	6,644	100	100		入荷先を特定
チップ工場	15,415	100	100		バイオマス発電所は合法性確認木材のみ受入れ
原木市場	2,578	100	100		森林経営計画、（伐採造林）適合証明、国有林のみ受入れ
原木市場	36,847	100	100		
協同組合	15,600	100	100		
製材工場	4,321	100	100		

## 6 全木連の取組について

- (1) 先の全国木材産業振興大会でも「クリーンウッド法を遵守し合法伐採木材だけが流通・利用されるよう取り組む」ことを決議
- (2) 前述のアンケート調査や任意抽出の実態調査では、第1種木材関連事業者の合法性確認の義務の履行と素材生産販売事業者からの原材料情報の入手は、進んでいる事業者もみられる
- (3) 全木連では、合法木材認定制度の12,000社に対する研修等の活発化、小規模な素材生産業者など業界の隅々まで普及させるための動画の有効活用、下流側に向けた情報発信等を推進

### 令和7年度 全木連の活動予定

○合法木材ガイドラインに基づく認定団体研修(中央研修)の実施  
10月2日オンラインで開催(149団体の担当者対象)

○R7年度林野庁補助事業における研修、普及啓発活動等

<研修> 中央団体(7)、県木連(26)で9月以降実施

<普及啓発> 中央:ジャパンホームショー2025、モクコレ2026に出展  
地方:県木連(16)で実施(イベント出展、HP掲載等)

<指導者養成説明会・講座>

大都市での開催(対面、Web併用):10月16日(名古屋市)、17日(大阪市)

木材産地での開催(対面形式の動画活用型研修)

①福島県(福島市) 11月26日

②長野県(佐久市、長野市、塩尻市、飯田市) 12月16~18日



催日未定

## ●この資料は以下を引用、加工して作成しています

### 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」

- ・運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf>)

- ・「これで完璧！クリーンウッド法誰もが安心して使える木材の供給を目指して」（林野庁）(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/brochure.html>)

### 合法木材ナビHP（全木連管理・運営）

- ・合法木材ハンドブック（第4版）

(<https://www.goho-wood.jp/ihou/handbook.html>)